



平成25年12月10日

各社会福祉法人 代表者様  
関係社会福祉施設 設置者様

広島県健康福祉局地域福祉課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

社会福祉施設における腰痛予防対策(リーフレットの  
周知)について(通知)

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から  
通知がありました。

また、厚生労働省委託社会福祉施設支援事業の受託者である一般社団法人日本労働安全  
衛生コンサルタント会広島支部から、腰痛予防対策講習会の開催について、別紙のとおり  
案内がありましたのでお知らせします。

なお、受講希望がある場合は、直接、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
広島支部へ申し込んでください。

担当 法人指導検査担当  
電話 082-513-3149 (ダイヤルイン)  
(担当者 萩原)

(別紙「腰痛予防対策講習会開催案内」は省略)

写

基安労発1010第1号  
平成25年10月10日

都道府県  
指定都市  
中核市

社会福祉施設所管部局長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
(契印省略)

#### 社会福祉施設における腰痛予防対策(リーフレットの周知)について

平素、労働安全衛生行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での業務上の腰痛は、休業4日以上の職業性疾病のうち6割を占めることから、厚生労働省においては平成6年に「職場における腰痛予防対策指針」を示し、腰痛予防対策を推進してきたところです。

この間、業務上の腰痛の発生件数について、製造業、建設業、運輸業等で大きく減少する一方、社会福祉施設においては、高齢化の進展等を背景に最近の10年間で2.7倍に増加しており重要な課題となっています。

このため、本年6月に当該指針を改訂し別添のとおり、平成25年6月18日付け基発0618 第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」により各関係自治体の長あて通知したところですが、今般、当該指針のうち、福祉・医療分野等に係る介護・看護作業における腰痛予防対策のリーフレットを作成しましたので周知にご協力いただきますようお願いいたします。

また、この指針の内容の周知、腰部に負担の少ない介助法等の普及のため、本年度の委託事業として「第三次産業労働災害防止支援事業(社会福祉施設)」を実施しており、都道府県ごとに腰痛予防対策講習会を開催することとしています。

具体的な開催日時・場所、プログラムについては、後日、事業の受託者である一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会からのご案内を送付いたしますので、関係施設の参加勧奨にご協力いただきますようお願いいたします。

介護・看護作業での腰痛予防対策

リスクアセスメントを行う場合には、次の点に注意して実施しましょう。

## ○腰痛の発生に関する要因の把握

- | 要 因               |                                  | 内 容 | 音 |
|-------------------|----------------------------------|-----|---|
| 介護・看護される側（対象者）の要因 | 必要な介助の内容、対象者自身でできること、認知症の程度、体調など |     |   |
| 労働者の要因            | 経験年数、身長・体重、筋力、介護技術など             |     |   |
| 福祉用具（機器、補助具）の状況   | 適切な機能を備えたものが必要はあるか               |     |   |
| 作業姿勢・動作の要因        | 抱え上げ、不自然な姿勢、不安定な姿勢など             |     |   |
| 作業環境の要因           | 温度、照明、床面、作業スペースなど                |     |   |
| 実施体制              | 適正な作業人数、配置か、協力体制、交代制勤務の回数、シフトなど  |     |   |
| 心理・社会的要因          | 対人関係によるストレス、仕事の忙しさ、介護技術の悩みなど     |     |   |

○リスクの評価（見積り）		内 容	音
具体的な介護・看護作業を想定して、腰痛の発生に關係する要因のリスクを見積もる。なお、リスク評価に当たっては、「チエックリスト」「アクション・チエックリスト」※を利用することも有効。			
※ 改善のためのアイデアや方法を見つけることを目的とした改善			
○リスクの回避・低減措置の検討、実施			
リスクの大きさや緊急性などを考慮して、リスク回避・低減措置の優先度を判断しつつ、次に掲げるような、腰痛の発生要因に的確に対処できる対策の内容を決定する。			

○対象項目		内 容	音
対象者自身でできることの活用	対象者の協力を得た丁寧、看護方法の選択		
福祉用具の利用	対象者の状態に合った福祉用具の適切な利用		
作業姿勢・動作の見直し	リフトやスライディングボード・シートの利用、不自然な姿勢での作業の回避		
作業の実施体制	負担の大きい業務が特定の作業者に集中しないよう配慮		
作業標準の策定	作業ごとに作成し、効率者別に、手順・福祉用具・人数・役割などを明記		
休憩、作業の組合せ	交代で休憩できるよう配慮。他の作業とローテーションも考慮		
作業環境の整備	温度・湿度の調整、十分な照明、段差の解消、作業スペースの確保など		
健原管理	適切な健診管理による腰痛発生リスクの早期把握、健康管理の措置など		
労働衛生教育	教育・訓練の定期的な実施。マニユアルの作成・講習		

**定期的な職場の見回り、聞き取り調査、健診、衛生委員会などを通じて、職場に新たな負担や腰痛が発生していないかを確認する。**

平成25年度厚生労働省委託事業「第三次事業労働災害防止対策支援事業(社会福祉施設)」受託事業者  
会議(通報検索)または報道発表資料(H25.6.18)を参照ください。

介護・看護作業による腰痛を予防しまりよう

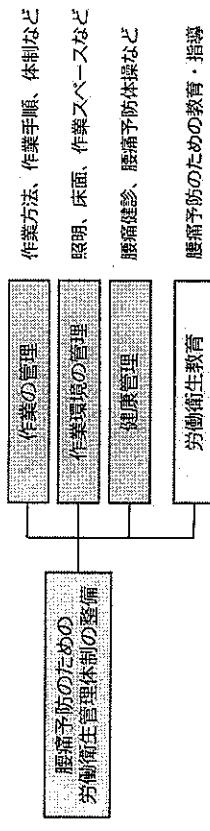
休業4日以上の職業性疾患のうち、職場での腰痛は6割を占める労働災害となっています。特に、高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数は大幅に増加しています。

そこで、厚生労働省では平成25年6月に「職場における腰痛予防対策指針」を改訂し、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げ、腰に負担の少ない介助方法などを加えました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、介護・看護作業での腰痛防止の具体的な対策をまとめたものです。皆さまの施設設立にお役立てください。

## 指針の主なポイント

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけて出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的に取り組むことができます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント「指針」

### 作業管理

#### 効率化

人を抱え上げる作業など腰に負担のかかる作業については、リフトなどを積極的に使用し、原則、人力ではなくないようにする。それが困難な場合には、負担を減らすための福利用具を導入するなどの省力化を行い、腰への負担を軽減する。

#### 作業姿勢、動作

前屈姿勢、中腰、上半身と下半身をひねつた姿勢、体を後ろに傾けながらうむなど、不自然な姿勢を取らないようにする。不自然な姿勢を取らざるをえない場合には、その姿勢の程度を小さくすることとともに、頻度や時間も減らすようにする。

#### 作業の実施体制

作業する人数、作業内容、作業時間、自動化の状況、福祉用具などが適切に割り当てられているか検討する。特に、腰に過度の負担がかかる作業では、無理に一人で作業するのではなく、身長差の少ない2名以上で行なうようにする。

#### 作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者それぞれの作業内容に対する必要があるため、定期的な見直しを行なう。また、新しい機器や設備などを導入した場合も、その都度見直すようにする。

#### 休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避けよう。

#### 靴、服装など

作業靴の靴は、足に合つたものを使用する。作業服は、動きやすく着心地を考慮し、伸縮性、保温性、通気性のあるものにする。

#### 作業環境管理

転倒やつまずき、滑りなどを見止するため、作業する場所の床面はできるだけ凹凸や段差がなく、滑りにくいものとする。

#### 照明

足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。

#### 作業空間、設備の配置など

作業に支障がないように十分に広い作業空間を確保する。作業の姿勢、動作が不自然にならないよう、機器や設備を適切に配置し、椅子や作業台・ベッドの高さを調節する。

#### 健康管理

介護・看護作業を行う作業者を配置する際には、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は定期的（6ヶ月以内に1回）に実施する。健診結果について医師の意見を聞き、作業者の腰痛予防対策のために必要がある場合には、作業体制・作業方法の改善、作業時間の短縮などを行う。

#### 腰痛予防対策

ストレッチを中心とした腰痛予防対策を実施させる。

## 労働衛生教育「指針」

- 労働衛生教育  
介護・看護作業を行う作業者に対しては、その作業に配置する際に腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。その後には、必要に応じて行う。

### 【教育内容】

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チエックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るためにの対策）
- ・腰痛予防対策（職場でできるストレッチの仕方など）

- 心理・社会的要因に関する留意点  
上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

### ■ 健康の保持増進のための措置

- 腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

## リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

### ■ リスクアセスメント

- 腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。  
そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。  
リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大ささ（重大さ+可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。

### ■ 労働安全衛生マネジメントシステム

- 作業管理、作業環境管理、健康管理、労働安全管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。  
リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

